

社会福祉法人親誠会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人親誠会（以下「法人」という。）の定款第 21 条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 役員等が、その職務のため業務を行った場合、次の各号に定める報酬を支給する。

- (1) 役員等のうち、法人を主たる勤務場所とする者（以下「常勤役員等」という。）
別表を基準として、職務内容、能力等を勘案し、評議員会にて承認された額及び給与規程に規定する通勤手当
- (2) 役員等のうち、常勤役員等以外の者（以下「非常勤役員等」という。）
 - ① 評議員会、理事会及び監事監査出席
無報酬
 - ② 評議員会、理事会及び監事監査出席以外の業務で、その業務時間が 4 時間未満
日額 5,000 円
 - ③ 評議員会、理事会及び監事監査出席以外の業務で、その業務時間が 4 時間以上
日額 10,000 円
- (3) 常勤役員等が施設長を兼務する場合
第 1 号に加え、給与規程に規定する役職手当

(費用弁償)

第 3 条 役員等が、その職務のため負担した費用については、次の各号に定める費用を弁償する。

- (1) 出張 出張旅費規程に準ずる
- (2) 評議員会、理事会及び監事監査出席 3,000 円
- (3) 前二号以外 実費

(報酬等の支給日)

第 4 条 役員等の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。但し、常勤役員等の報酬の支給日については給与規程に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第 6 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

附則

1 この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 常勤役員等報酬

号俸	基準額
1号俸	月額 25,000 円
2号俸	月額 50,000 円
3号俸	月額 75,000 円
4号俸	月額 100,000 円
5号俸	月額 125,000 円
6号俸	月額 150,000 円
7号俸	月額 175,000 円
8号俸	月額 200,000 円
9号俸	月額 225,000 円
10号俸	月額 250,000 円
11号俸	月額 275,000 円
12号俸	月額 300,000 円
13号俸	月額 325,000 円
14号俸	月額 350,000 円
15号俸	月額 375,000 円
16号俸	月額 400,000 円
17号俸	月額 425,000 円
18号俸	月額 450,000 円
19号俸	月額 475,000 円
20号俸	月額 500,000 円
21号俸	月額 525,000 円
22号俸	月額 550,000 円
23号俸	月額 575,000 円
24号俸	月額 600,000 円
25号俸	月額 625,000 円
26号俸	月額 650,000 円
27号俸	月額 675,000 円
28号俸	月額 700,000 円
29号俸	月額 725,000 円
30号俸	月額 750,000 円
31号俸	月額 775,000 円
32号俸	月額 800,000 円